

リノベーションポータル 事業者登録利用規程

一般社団法人リノベーション住宅推進協議会（以下、「本協議会」という。）は、本協議会にて運用する「リノベーションポータル（以下「本サイト」という）事業者の登録基準を定める。

（登録基準）

第1条 本サイトの事業者として登録を行うには、次のすべてに該当しなければならない

- (1) 「協議会の業務と会員に関する規程」第8条第1項に係る住宅リフォーム事業者に登録している者
- (2) リフォーム瑕疵保険の事業者登録を行っていること
- (3) 建設業の許可の取消しを受けてから5年を経過しない者でないこと
- (4) 本サイトの登録事業者より削除されてから2年を経過しない者でないこと
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団体関係者その他反社会的勢力者でないこと

（利用基準）

第2条 本サイトの利用にあたっては、次のすべてが遵守されていなければならない。

- (1) 異なる時期に施工した工事において同一原因による事故が多発するなど技術力が著しく低いと認められる者でないこと
- (2) 「協議会の業務と会員に関する規程」の第12条、第13条、第14条に記載の入会金及び年会費等に滞納がないこと
- (3) 本サイトを經由して100万以上のリフォーム工事を契約する場合には、リフォーム瑕疵保険に加入すること。ただし施主が同意しない場合は、この限りではない
- (4) 「協議会の業務と会員に関する規程」第10条(2)の見積書作成のルールに従うこと
- (5) 利用者に虚偽の情報を提供するなど不実行為を行わないこと
- (6) 本サイトの円滑な運営のための国及び本協議会からの調査協力すること
- (7) 本協議会並びに監視委員会の指示・指導を遵守すること
- (8) その他本協議会の定款及び規程に違反しないこと

（登録料金）

第3条 本規程第1条に該当する者であれば、本サイトの登録及び利用料金は、無料とする

（登録有効期間）

第4条 本サイトの登録期間は、各事業年度末までとし、本規程第1条に該当する者であれば、更新できるものとする

（監視委員会の設置）

- 第5条 本協議会は、適切かつ円滑な運営をおこなうため、監視委員会を設置する
2. 監視委員会の構成員は、弁護士及び業界関係者、学識経験者等からなる第三者とする
 3. 監視委員会は、理事長が招集する。ただし、合理的な理由がある場合は書面による開催ができるものとする
 4. 監視委員会では、本サイトのサービスの適正性、登録事業者の処分等に関しての意見を求める
 5. 監視委員会は、年2回の開催とする

(登録事業者の処分)

第6条 本サイトの登録事業者が次に該当すると認める場合には、助言、勧告、登録の抹消を含め、速やかに処分等を行う

- (1) 前第1条の要件を満たさないことが判明したとき
- (2) 前第2条に違反したとき
- (3) その他利用者に不利益を及ぼすおそれがあると本協議会が認めるとき

(消費者対応等)

第7条 本サイトの運用にあたり、本協議会の体制は、次のとおりとする

- (1) 本サイト運営に係る苦情は、本部事務局にて受付を行い、責任者は事務局長とする
- (2) 苦情を受け付ける窓口は、以下のとおりとし、本サイトに掲載する
- (3) (窓口) 一般社団法人リノベーション住宅推進協議会 本部事務局
- (4) 電話番号：03-3486-2512 メールアドレス：staff@renovation.or.jp
- (5) 本協議会事務局では、苦情の受付及び対応に係る記録を保存する。
- (6) 利用者から苦情が寄せられた場合に、必要な助言や調査を行うとともに、第1条に定める登録事業者に対して通知を行う
- (7) 苦情処理に当たり、必要に応じて弁護士の助言が得られる措置を講じていること。
- (8) 苦情処理の手続きは、以下のとおりとする
 - ① 苦情受付
 - ② 事務局長確認
 - ③ 登録事業者へ報告
 - ④ 監視委員会へ報告
 - ⑤ 登録事業者へ④の結果を報告

附 則

この規程は、平成29年3月15日より施行する。